基町第十七アパート(仮称)改築工事基本設計業務に係る 簡易公募型プロポーザル方式手続開始の公示

次のとおりプロポーザル方式による設計業務受託者選定手続き開始を公示する。

令和4年4月28日

広島市長 松井 一實

1 プロポーザルの目的

基町第十七アパート(仮称)改築工事基本設計業務に当たっては、より優れた設計者を選定するとともに選定方法の公平性、透明性を図るため、簡易公募型プロポーザル方式により、広く提案を求め、この業務に最も適した設計者を選定する。

2 業務概要

- (1)業務名 基町第十七アパート(仮称)改築工事基本設計業務
- (2)業務内容 基町第十七アパートの更新事業に係る改築工事(別敷地)の基本設計
- (3)履行期間 契約締結日から令和5年3月24日(金)まで

3 参加資格 (参加表明書の提出者の資格要件)

参加表明書の提出者は、(1)から(5)までに掲げる要件を全て満たす者であること(詳細は、「基町第十七アパート(仮称)改築工事基本設計業務に係る簡易公募型プロポーザル実施要領」(以下「プロポーザル実施要領」という。)による。)。

また、参加表明者が設計共同体の場合には、全ての構成員が(1)から(5)までに掲げる要件を全て満たすとともに、設計共同体が(6)に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1)本市域内に主たる営業所(広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第2条第6項にいう主たる営業所をいう。)又は支店等(継続して入札に関すること等の委任を受けている者に限る。)を有していること。
- (2) 本市の令和3・4年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として業務 の種類が建築関係コンサルタント業務の「建築一般」で認定されていること。
- (3) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所 の登録を受けたものであること。
- (4)他の参加表明者の構成員や協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。
- (5) アからオまでに掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号及び広島市 契約規則第 2 条各号に該当していないこと。
 - イ 公示日から契約までの間において、営業停止処分(本件入札に参加することを禁止する内容を含む処分に限る。)又は本市の指名停止措置を受けていないこと。
 - ウ 次のいずれにも該当していないこと。
 - (ア) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、

会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による 再生手続開始の申立てがあった者(会社更生法の規定による更生手続開始若し くは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは 再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを 除く。)

- (イ) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- エ 他の参加表明書の提出者のうちに、以下の資本的関係又は人的関係において密接 な関係を有する者(資本的関係又は人的関係を介して、複合的に連鎖している者を 含む。)がいないこと。
- オ 次に掲げる広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第 28 条第 1 号及 び第 2 号イからオまでの規定により選定することができない者に該当していないこと。
 - (ア) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - (イ) 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査 中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると判断さ れる者
 - (ウ) 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として 不適当であると認められる者
 - (エ) 1 カ月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかった ことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある入札参加資格 確認申請書を提出したことにより入札無効となった者
 - (オ) 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者
- (6) アからウまでに掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 構成員の数が2者となる設計共同体であること。
 - イ 構成員の代表者(以下「代表構成員」という。)は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が過半であること。
 - ウ 構成員の出資比率は、業務分担率に準じていること。 また、各構成員の業務分担率は、30%以上とすること。

4 手続等

(1) 担当課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局住宅部住宅整備課

電話:082-504-2297

電子メール: jutaku-s@city. hiroshima. lg. jp

(2) プロポーザル説明書の配布方法等

ア 交付期間

令和4年4月28日(木)から令和4年5月17日(火)まで

イ 交付方法

広島市ホームページからのダウンロードを原則とするが、次のとおり配布・申 込み受付けを行う。

(ア) 交付場所・申込先

(1) に同じ。ただし、上記交付期間の広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)に基づく市の休日を除く毎日8時30分から17時15分まで

(イ) 郵送を希望する場合

返信用封筒(角形2号)に切手(390円分)を貼付し、送付先のあて先を 記入して、申し込みをすること。送付する資料は日本工業規格A列4用紙50 枚程度(約300g)。

(3)受付期間

ア 参加表明書の受付期間

令和4年5月2日(月)から令和4年5月18日(水)まで

イ 技術提案書の受付期間(技術提案書の提出者として選定された者に限る。) 令和4年5月31日(火)から令和4年6月22日(水)まで

(4) プロポーザル説明書に関する質問の受付及び回答

ア 質問は、質問内容を簡潔にまとめ、郵送又は電子メールで担当課へ提出すること。 なお、質問書には、担当の部署、担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス を併記すること。

イ 質問の受付期間

令和4年5月2日(月)から令和4年5月12日(木)まで (郵送の場合には5月12日(木)必着)

ウ 質問に対する回答は、令和4年5月17日(火)に本市ホームページ上に掲載する。

5 その他

詳細は、プロポーザル実施要領のとおりとする。